

## 19世紀中葉の根室場所におけるアイヌの改名と命名規則の空間的適用範囲

遠藤匡俊 (岩手大学教育学部)

文字を持たないアイヌ社会において、近所に生きている人やすでに死亡した人と同じ名を付けないという個人名の命名規則が、どの程度の空間的範囲に生活する人々に適用されていたのかは、これまで不明であった。アイヌ名の命名には、出生後初めての命名と改名による新たな命名があり、いずれもアイヌ固有の文化であったと考えられる。アイヌ名の改名は根室場所、紋別場所、静内場所、三石場所、高島場所、樺太(サハリン) 南西部、鶴城で確認された。中でもアイヌ名の改名が最も多く生じていたのは、根室場所であった。根室場所におけるアイヌ名の改名は、結婚や死と関わって生じた事例が多かった。改名による新たな命名が多く生じていたにもかかわらず、同じ名を付けないという個人名の命名規則は、1848~1858(嘉永1~安政5)年の根室場所においては、集落単位のみならず根室場所全域ではほぼ遵守されていた。根室場所は、アイヌの風俗の改変率が高いことから和人文化への文化変容が進んだ地域とみなされるが、アイヌ名の命名規則に関する限り、アイヌ文化は受け継がれていたと考えられる。

キーワード: アイヌ, 命名規則, 改名, 19世紀中葉, 根室場所

### I 問題の所在

#### 1. アイヌの命名規則

アイヌの人々は、人間、クマ(熊)、シマフクロウなどの動物や植物などの生物だけでなく無生物にも靈魂(神)が存在し、たとえ物体は滅びても靈魂は死滅せず、神の国で同じような生活を続けるものと考えていた(金田一1940; 久保寺1966; 新北海道史編纂委員会1970)。明治期以降の調査によれば、アイヌは病氣や不幸を悪神(悪霊)の仕業とみなし、悪神を追い払おうとした(Munro 1962)。さらにアイヌは個人の名前が幸運や不運をもたらすとさえ考え、出生した子供の命名にあたっては、すでに死んだ人や近所に生きている人と同じ名前は付けないようにしていた(バチエラ1901; Batchelor 1901, 1927; バチエラー1925; 久保寺1969)。

アイヌ名の命名には、出生後初めての命名と改名による新たな命名がある。アイヌの一人ひとりに対する命名りは、前途を祝す嘉名や容貌・性格にちなむものなどさまざまであった(Batchelor 1892; 金田一1940)。それでは、すでに死んだ人や近所に生きている人と同じ名前は付けないという、いわば

命名規則は、文字を持たないアイヌ社会において本当に機能していたのであろうか。出生後初めての命名のみでなく、改名した場合にも、命名規則は存在したのであろうか。またこの規則は、どの程度の空間的範囲に生活する人々に適用され、あるいは遵守されていたのであろうか。このような疑問に答えるような具体的研究例は、ほとんどみられない。

#### 2. アイヌ名の改名

アイヌの改名に関する研究では、特にアイヌ名(アイヌ語の名前)から和名(日本語の名前)への改名、いわゆる和名化<sup>2)</sup>が注目されてきた(高倉1942, 1972; 菊池1984; 川上1986; 海保1992)。アイヌの名前が次第に和名でも記録されるようになったのは、第2回目の幕府の同化政策が実施された1855(安政2)年頃からであり、それ以前のアイヌはほぼアイヌ名のみを持つ状態であったと考えられる。その頃、アイヌ名には姓と名の区別はなく、アイヌは姓を持たなかった<sup>3)</sup>。

アイヌ名の和名化とは異なる改名として、アイヌ名の改名(アイヌ名のままで名前を改める)という習慣が明治期以後のアイヌ社会で確認されている。

アイヌ名の改名とは、すでにあるアイヌ名をほかのアイヌ名に改めることであり、新たな命名とみなすことができる。このようなアイヌ名の改名に関する研究例は、和名化の研究と比べて非常に少なく、明治期における改名の事例が2例報告されているのみである。

一つは、言語学者の知里真志保の報告によるもので、無人のはずの海岸で誰かに自分の名前を呼ばれたときは、改名したという(知里 1954)。Kakura というアイヌ名を持つ14歳位の女性が、Sopirka とアイヌ名の改名をした。これは人間ではなく魔(悪霊)に自分の名を呼ばれたとみなされ、この場合は改名しないと寿命が短くなるという<sup>4)</sup>。山中では人を呼んだりそれに答えるときは、hampe という山詞(山言葉)を用いて人の名を呼ぶことをしなかった<sup>5)</sup>が、これは魔を近づけないためであるという(知里 1954)。

もう一つの事例は、キリスト教宣教師でありアイヌ学者でもあるバッチェラー、ジョン Batchelor, John の報告によるものである。1878~1900(明治11~33)年頃の北海道において、すでに4回も改名している病弱な女子<sup>6)</sup>から5回目の改名の相談を Batchelor は受け、同様に4~18歳の人々がアイヌ名の改名をしたことを確認している(バッチェラ 1901; Batchelor 1901; バッチェラー 1925)。名前が幸運や不運をもたらすと考え、病弱であるのは名前が悪いからであるとみなされた。

このように、明治期以後のアイヌ社会における断片的なアイヌ名の改名の事例は報告されているが、明治期以前には、どのような場合にどれほどの改名が生じていたのかという、アイヌ名の改名の実態についてはほとんど不明である。本稿では、アイヌ名の改名が生じる状況を「改名理由」とし、すでに死んだ人や近所に生きている人と同じ名前は付けられないという、成文化されていない規則のことを「命名規則」という用語で表現する。ただし、命名規則には、

出生後初めての命名のみならず改名時の新たな命名をも含むものとする。

## II 研究の目的と方法

### 1. 研究目的

アイヌ名の命名および改名はアイヌ自らの意志に基づく主体的な行為<sup>7)</sup>であり、アイヌの文化であったと考えられる。また、改名による新たな命名にあたって、すでに死んだ人や近所に生きている人と同じ名前は付けられないという命名規則が適用されていた可能性がある。アイヌは命名するにあたって、どの程度の空間的範囲に生活する人々の名を思い浮かべ、その人々とは同じ名とならないように配慮したのであるだろうか。このような命名上の規則を遵守すべく認識される空間的範囲は、漁撈・狩猟・採集活動の範囲や日常生活圏とも重なり、文字を持たないアイヌの人々にとって、文化を共有する重要な地域社会であったと考えられる。

本研究の目的は、アイヌ名の改名の実態を明らかにすること、および、同じ名は付けられないという命名規則が適用され、遵守された空間的範囲を明らかにすることである。

### 2. 研究方法

人別帳などの史料に記された個人の名前と年齢を照合することによって同名かどうかを判断し、同様に個人の名前、年齢、親族関係(続柄)などを経年的に追跡することによって、同一人物が改名したと判断される事例を探するという方法を用いた。アイヌ語には文字がなかったために、日本語で名前が記された文字の音声を頼りにアイヌ語か否かを判断することになる。アイヌ語には音韻として5種の母音、12種の子音が知られ、無声音と有声音の区別はなく、サ(s)行音とシャ(sh)行音の区別もない(知里 1956)。人別帳などの史料に記された文字は日本語であるが、漢字もしくはひらがなで人名が記

された場合はほぼ日本語であり、カタカナで記された場合はほぼアイヌ語であると判断される。

アイヌ名の同名あるいはアイヌ名の改名を判断する場合には、文字や文字数よりも音声に着目した。文字や文字数が異なるとしても音声の類似性が高い場合には同名とみなし、たとえ文字数がほぼ等しくても音声の類似性が低い場合には、改名とみなした。根室場所では多くの場合に、同一人物がアイヌ名を a から b へ改名した旨が記された史料が残存しているので、これに従った。アイヌ名の改名の分析対象地域は、このような分析方法に有効な史料が残存する根室場所、紋別場所、静内場所、三石場所、高島場所、樺太（サハリン）南西部（以下、樺太南西部）、鵜城の7地域である（図1）。この七つの研究対象地域を、「地域」という用語で表現する。そして、命名規則が適用され、遵守された空間的範囲の分析対象地域は、根室場所である。

分析に用いた史料は、根室場所では、「藤野家文書」（北海道立文書館蔵マイクロフィルム）、「加賀家文書」（北海道立図書館蔵マイクロフィルム）、「松浦武四郎文書」（国文学研究資料館史料館蔵）である<sup>8)</sup>。「藤野家文書」には、1848（嘉永1）、1849（嘉永2）、1850（嘉永3）、1851（嘉永4）、1852（嘉永5）、1854（嘉永7）、1855（安政2）、1857（安政4）年のほぼ根室場所全域におけるアイヌの人別帳が含まれ（1857年だけは11集落のうち5集落の分のみ）、「加賀家文書」には1857年、「松浦武四郎文書」には1858年の人別帳が含まれている。アイヌ名の改名理由の分析では、不運もしくは不幸な状態で生活していた人々を知る上で「子モロ場所鰥寡孤独老人病身之者江手当名前書」（「藤野家文書」所収）、「窮民土人名前書」（「藤野家文書」所収）、「松浦武四郎文書」、そして「根諸場所井上元七郎様御廻浦手続書 附諸書上物 写」（北海道立文書館蔵）所収の「老人窮民獨身病身土人名前書上」を用いた。また死亡者については、各年次の人別帳に記された

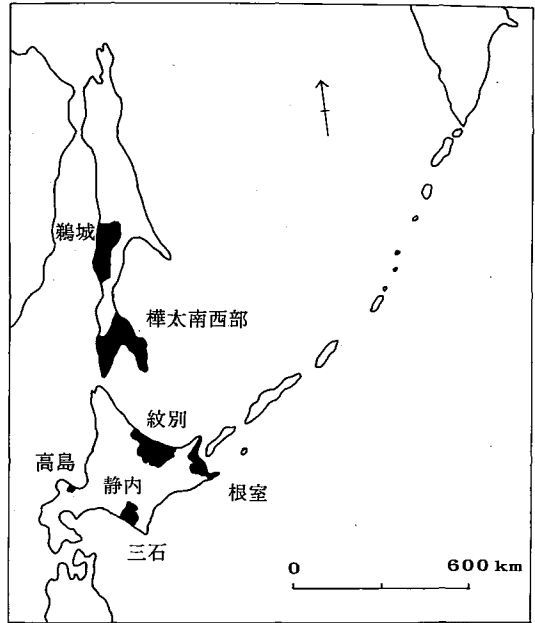


図1 対象地域  
Fig. 1 Study area

「死亡蝦夷人名前調書上」などを用いた。

### III アイヌ名の改名の実態

#### 1. 7地域におけるアイヌ名の改名

明治期以前におけるアイヌ名の改名の事例としては、次の2例が挙げられる。一つは、1800（寛政12）年のエトロフ場所で5名のアイヌについて、前名あるいは元名として、それぞれ当時のアイヌ名とは異なるアイヌ名が記されている（「恵登呂府村々人別帳」東京大学史料編纂所蔵）。もう一つは、松浦武四郎によって1858（安政5）年の根室場所において、乙名を勤めていた47歳の男性が、和名を持つ以前にアイヌ名のままで名を改めたことが記録されている<sup>9)</sup>（「松浦武四郎文書」）。

対象とした7地域において、改名した旨が記された事例、および個人の名前を経年的に追跡して改名したと判断される事例を整理した結果、対象地域すべてにおいてアイヌ名の改名事例が確認された（表

表1 アイヌ名の改名者数

Table 1 Number of persons per 100 inhabitants during a 10-year period who changed their Ainu names to other Ainu names in seven districts

地域	期間 (年)	延べ改名者数 (人)	平均人口 (人)	人口100人当たり10年間に 生じた改名者数(人)
根室	10〔嘉永1～安政5(1848～1858)〕	205	620.1	33.1
紋別	21〔安政3～明治10(1856～1877)〕	81	414.3	9.3
静内	13〔安政5～明治4(1858～1871)〕	78	1,070.8	5.6
三石	11〔安政5～明治2(1858～1869)〕	12	250.3	4.4
高島	38〔天保5～明治4(1834～1871)〕	10	77.6	3.4
鶴城	17〔安政3～明治6(1856～1873)〕	27	190.3	2.8
樺太南西部	6〔明治1～明治7(1868～1874)〕	1	541.7	0.3

〔藤野家文書〕, 〔加賀家文書〕, 〔松浦武四郎文書〕および注8) 記載の史料により作成。

1). たとえば、根室場所では、1848(嘉永1)年から1858(安政5)年までの10年間に延べ205人が改名していた。根室場所のアイヌの年平均人口は620.1人であり、人口100人当たりで10年間に生じた改名者は33.1人である。同様に、紋別場所では、1856(安政3)年から1877(明治10)年までの21年間に延べ81人の改名者があり、人口100人当たりで10年間に生じた改名者は9.3人である。樺太南西部では、改名したのは1人のみであり、人口100人当たりで10年間に生じた改名者は0.3人にすぎなかった。このように、人口100人当たりで10年間に生じた改名者数を地域間で比較すると、地域差が非常に大きく、特に根室場所で改名者数が多かったことがわかる(遠藤 1993)。

根室場所は1858年のアイヌの風俗の改変率が非常に高いことで知られる地域であり(高倉 1942, 1972; 新北海道史編纂委員会 1970, 菊池 1984; 川上 1986), アイヌ文化が和人文化へ変容していく文化変容がより進んだ地域とみなされるが、その一方でアイヌ文化と考えられるアイヌ名の改名も多い地域であったことになる。また、アイヌ名の改名は蝦夷地の広い地域にわたって確認される現象ではあるが、必ずしも誰にでも生じていた訳ではなかった。性・年齢別に改名者数を整理すると(図2), 全体的には男女間に違いはほとんどなく、明治期に生じた改名(バチエラ 1901; Batchelor 1901, 1927;

バチエラ 1925; 知里 1954)と同様に、20歳以下の若年者の改名事例が多かった。

## 2. 根室場所におけるアイヌ名の改名

対象とした7地域全体では20歳以下の若い人の改名事例が多かったが、根室場所においては21歳以上の男女においても、かなりの改名が生じていた。根室場所において、対象期間の10年間に1回のみ改名した人は174人(男91, 女83), 2回改名した人は14人(男2, 女12), 3回改名した人は1人(男1, 女0)であり、合計189人(男94, 女95)である。最低1回でも改名した人の数は、男(94)と女(95)はほぼ等しいが、2回以上の改名者は男(3)よりも女(12)のほうが多かった。

史料に乙名, 小使, 土産取あるいは年寄, 船頭, 庄屋, 名主などと記された人<sup>10)</sup>を、本研究では役職者と呼ぶことにする。ここで、アイヌの家を役職者の家と非役職者の家に2分<sup>11)</sup>し、それぞれの家の構成員をさらに戸主, 戸主の妻, 戸主の息子, 戸主の娘, その他に5分類する。このとき、役職者の家と非役職者の家におけるアイヌ名の改名者総数は、それぞれの年平均人口にほぼ比例している(表2)。しかし、役職者と非役職者の家の人口比と比べ、戸主の改名者は非役職者の家で非常に多く、役職者の家で非常に少ない。戸主の息子と娘の改名者は役職者の家で多く生じていた<sup>12)</sup>。このように、戸主の

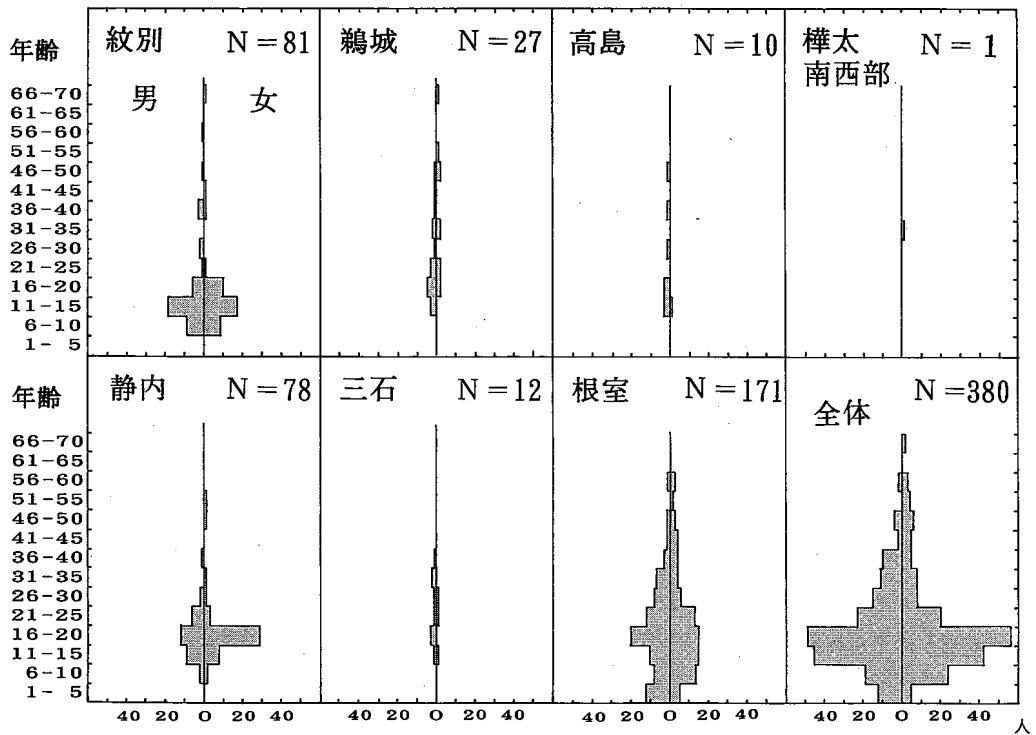


図2 7地域における性・年齢別にみたアイヌ名の改名者数  
 性・年齢が明確な改名者のみを対象とした。このため根室場所の改名者数は表1とは一致しない。  
 (表1と同じ史料により作成)。

Fig. 2 Number of persons who changed their Ainu names by sex and age in the seven districts

表2 根室場所におけるアイヌ名の改名者数と社会的身分  
 Table 2 Number of persons who changed their Ainu names by social status and household membership in the Nemuro district

家の構成員	アイヌ名の改名者数			計 (%)
	役職者の家 (a)	非役職者の家 (b)	b/a	
戸主	2	31	15.5	33 (16.1)
戸主の妻	11	36	3.3	47 (22.9)
戸主の息子	13	25	1.9	38 (18.5)
戸主の娘	10	22	2.2	32 (15.7)
その他	14	41	2.9	55 (26.8)
計	50	155	3.1	205 (100.0)
年平均人口	147.1	473.0	3.2	620.1

(「藤野家文書」, 「加賀家文書」, 「松浦武四郎文書」により作成)。

表3 結婚率・離婚率の地域間比較

Table 3 Marriage and divorce rates in seven districts

地域	根室	紋別	高島	三石	静内	樺太南西部
期間(年)	1848~1858	1856~1877	1834~1871	1858~1869	1858~1871	1868~1874
人口当たり結婚件数 a (%)	43.1	18.3	16.8	13.2	5.4	1.8
夫婦数当たり結婚件数 b (%)	171.6	97.6	83.3	71.7	36.8	11.8
人口当たり離婚件数 (%)	23.0	6.9	5.2	0.36	1.1	0.9
夫婦数当たり離婚件数 (%)	92.2	33.0	25.6	1.96	7.6	5.9

a (%) = 1,000 × (年平均結婚件数) / (年平均人口)

b (%) = 1,000 × (年平均結婚件数) / (年平均夫婦数)

ただし夫婦数とはある年次に存在した夫婦の数であり、新たに形成された新婚夫婦のみではない。離婚率は遠藤(1996)に三石場所の分を加えた。

(表1と同じ史料により作成)。

改名者が役職者の家でより少なかったのは、役職者の場合には、和人との関係から書類上は改名しにくかった可能性が考えられる。

### 3. 根室場所におけるアイヌ名の改名理由

#### 1) 地域別・集落別にみた改名理由

根室場所は、蝦夷地でも有数の漁場を控え、サケ(鮭)、マス(鱒)、コンブ(昆布)、ニシン(鯨)などが漁獲された。春から秋にかけての漁期には、多くの和人の漁業労働者が下北半島や渡島半島などから出稼ぎに向かった(片上 1992; 角川日本地名大辞典編纂委員会 1987)。さらに、千島列島を南下するロシアの脅威に対して、海防のために幕府が和人を移住させた地域でもある。松浦武四郎の現地調査によれば、1858(安政5)年の根室場所では、アイヌ人口の約80%の人々が、主に和人に雇われる漁業労働者として季節的・出稼的移動<sup>13)</sup>をしていた(『松浦武四郎文書』の中の「戊午山川地理取調日記」による)。

根室場所においては、家と家の間で人が頻繁に移動しており、家の構成員は流動的に変化していた。人口100人当たりで10年間に生じた家間移動者数を地域間で比較すると、根室場所は移動が最も多い

地域であり、その最大の原因は離婚であった<sup>14)</sup>。離婚当事者の多くはその後に再婚していることを考慮し、結婚率の地域間比較を行った。その結果(表3)、根室場所においては離婚率と同様に結婚率も非常に高かったことが判明した。

さらに、根室場所内の集落別にみても、ほとんどの集落において改名者数は根室場所以外の地域よりも多く(図3)、根室場所の次に改名者が多い紋別場所よりも低い値を示したのは、ネモロ集落(図3中のA)のみであった。同様に、集落別にみた離婚率と結婚率のいずれもが、根室場所以外の地域と比べて、高い値であった。このことから根室場所においてアイヌ名の改名者数が多かった理由として、個人の家間移動、離婚あるいは結婚が予想される。このほかに、時代と場所が不明ではあるが、人が死亡したときは名を変えることさえあったという報告(新北海道史編纂委員会 1970)があるので、本稿では死も含めて個人別に改名理由を分析する。

#### 2) 個人別にみた改名理由

##### ①離婚・死・結婚・同居とアイヌ名改名

まず、改名した当事者の家でどのような出来事が生じていたのかを分析した。対象期間は、その出来事が改名と関わること、改名や結婚などの事実が史

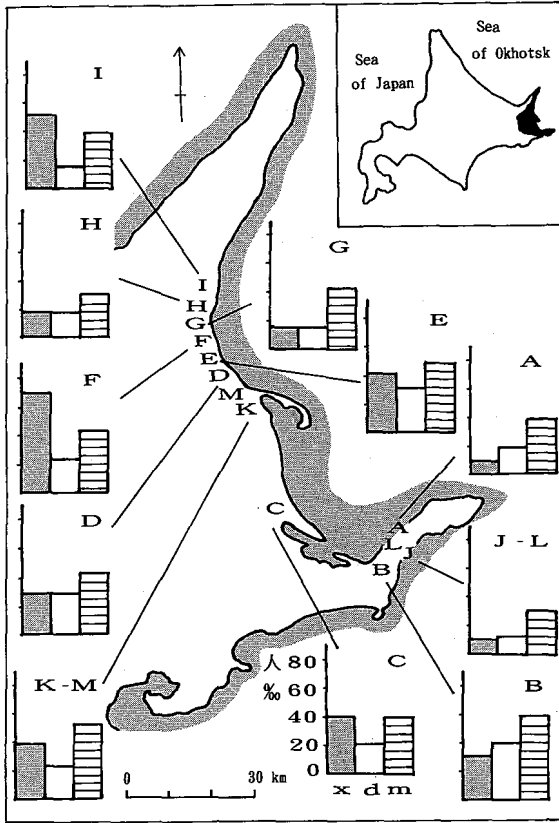


図3 根室場所の集落別にみたアイヌ名の改名者数、離婚率、結婚率

x: 人口100人当たりで10年間に生じたアイヌ名の改名者数

d: 離婚率(%) =  $1,000 \times (\text{年平均離婚件数}) / (\text{年平均人口})$

m: 結婚率(%) =  $1,000 \times (\text{年平均結婚件数}) / (\text{年平均人口})$

アルファベットは集落を示す。A: ネモロ, B: ホロモシリ, C: ヘツカエ, D: シベツ, E: イチャニ, F: チウルイ, G: クンネベツ, H: サキムイ, I: ウエンベツ, J: ハナサキ, K: コエトエ, L: ホニオイ, M: チャシコツ

(表2と同じ史料により作成)

Fig. 3 Number of persons per 100 inhabitants during a 10-year period who changed their Ainu names to other Ainu names, and divorce and marriage rates by settlement in the Nemuro district

料に記されるまでには時間を要したと考えられること、必ずしも毎年の史料が残存していないことなどを考慮して、改名時点の前2年間と後2年間とした。改名に関わる出来事としてはさまざまなものが想定

されるが、歴史的史料の分析対象になり得るものとして、離婚、死、結婚、同居の四つの出来事に着目した。

離婚の場合、たとえば離婚によって少なくとも離婚当事者のいずれか一方は他の家へ移動するが、離婚当事者やその未婚の子女が離婚の前後2年以内に改名したとき、この改名は離婚と関わって生じたものと考えられる。死の場合、たとえば夫の死の前後2年以内に妻が改名したとき、この妻の改名は配偶者の死と関わって生じたものと考えられる。結婚の場合、たとえば他の家から嫁入りしてきた女性が結婚の前後2年以内に改名したとき、この女性の改名は結婚と関わって生じたものと考えられる。同居の場合、たとえば養子や厄介として他の家へ同居した人が同居の前後2年以内に改名したとき、この改名は同居と関わって生じたものと考えられる。

このような離婚、死、結婚、同居という出来事によって生じたと考えられる改名者は160人であり、これは改名者総数205人の78.0%に相当する。離婚のみに関わって生じた改名者は0人、死<sup>15)</sup>のみに関わって生じた改名者は21人、結婚のみに関わって生じた改名者は11人、同居のみに関わって生じた改名者は3人である(表4)。二つ以上の出来事の複合形態を考慮すると、結婚に関わって生じた改名者は124人(表4中のM+DM+LM+MW+DLM+DMW+LMW+DLMW)、死に関わって生じた改名者は106人(L+DL+LM+LW+DLM+DLW+LMW+DLMW)、離婚に関わって生じた改名者は72人(D+DL+DM+DW+DLM+DLW+DMW+DLMW)、同居に関わって生じた改名者は49人(W+DW+LW+MW+DLW+DMW+LMW+DLMW)であった。

最も改名者が多かったのは、結婚と死の複合形態(LM)である。たとえば、配偶者が死亡して再婚する人、またはその子供が改名する事例や、父や母が死亡して結婚する子供が改名する事例などがある。

表4 根室場所における改名理由別にみたアイヌ名改名者数  
Table 4 Number of persons who changed their Ainu names to other Ainu names by reason for the change in the Nemuro district

出来事	延べ改名者数 (人)			
	男	女	小計	計
結婚 (M)	6	5	11	160 (78.0)
死 (L)	9	12	21	
離婚 (D)	0	0	0	
同居 (W)	1	2	3	
結婚・死 (LM)	16	18	34	
結婚・離婚 (DM)	10	10	20	
結婚・同居 (MW)	2	2	4	
死・離婚 (DL)	1	1	2	
死・同居 (LW)	4	1	5	
離婚・同居 (DW)	0	4	4	
結婚・死・離婚 (DLM)	10	13	23	
結婚・死・同居 (LMW)	5	5	10	
結婚・離婚・同居 (DMW)	6	6	12	
死・離婚・同居 (DLW)	1	0	1	
結婚・死・離婚・同居 (DLMW)	6	4	10	
その他	21	24	45	(22.0)
計	98	107	205	(100.0)

〔結婚〕：M+DM+LM+MW+DLM+DMW+LMW+DLMW=124

〔死〕：L+DL+LM+LW+DLM+DLW+LMW+DLMW=106

〔離婚〕：D+DL+DM+DW+DLM+DLW+DMW+DLMW=72

〔同居〕：W+DW+LW+MW+DLW+DMW+LMW+DLMW=49

(表2と同じ史料により作成)。

そこで、夫婦のみを対象として、ある程度の服喪期間<sup>16)</sup>を考慮し対象期間を改名前後3年間、5年間としても、改名理由として結婚がさらに強調される結果となる。このように根室場所におけるアイヌ名の改名は、不運とは考えにくい結婚という個人の家庭移動を伴う出来事と深く関わっていた。

改名時点の前後2年間を対象とした場合、改名理由を改名者の性・年齢別に整理<sup>17)</sup>すると(図4)、結婚、死、離婚、同居という出来事によって改名した事例は、男性・女性のいずれにおいても各年齢階級で広く確認できる。10歳以下や51歳以上の年齢階級においても結婚や離婚に関わる改名者がみられるが、これは必ずしも改名者本人ではなく、その親や子の結婚や離婚が含まれる。結婚、死、離婚、同居という出来事では説明のつかない改名は、25歳

以下の男性および女性に多い。これには、史料分析によっては明らかにできないが、誰もいないはずの海岸で自分の名前を呼ばれたり、病弱であるなど不運とみなされたための改名、あるいは魔を近づけないために幼児期に命名されたいわゆる悪名<sup>18)</sup>を、ある程度成長してから普通の名に改名したものが含まれている可能性がある。

#### ②窮民・病身・鰥寡孤独<sup>19)</sup>とアイヌ名改名

根室場所のアイヌの中で、窮民、病身、鰥寡孤独、老人などに相当する人々を調査した記録が残存している。「藤野家文書」所収の「子モロ場所鰥寡孤独老人病身之者江手当名前書」と「窮民土人名前書」の記載内容は、それぞれ1855(安政2)年、1858(安政5)年のものと判断される。1856(安政3)年と1858年の分は「松浦武四郎文書」に記された松



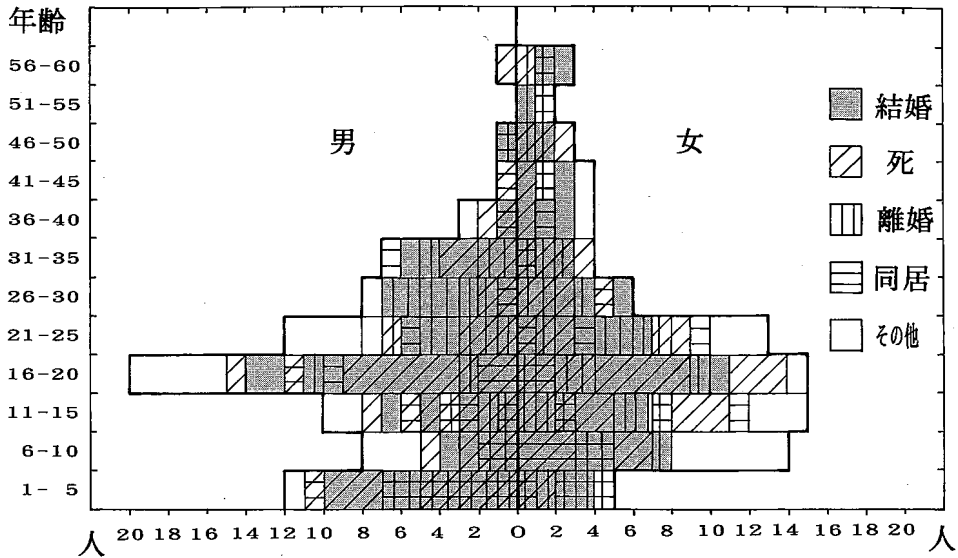


図4 根室場所における性・年齢・改名理由別みたアイヌ名の改名者数  
(表2と同じ史料により作成)。

Fig. 4 Number of persons who changed their Ainu names to other Ainu names by sex, age, and causal factor in the Nemuro district

浦武四郎の現地調査によるものであり、「根諸場所井上元七郎様御廻浦手続書 附諸書上物 写」(北海道立文書館蔵) 所収の「老人窮民獨身病身土人名前書上」の記載内容は1859(安政6)年のものと判断される。

窮民, 病身, 鰥寡孤独, 老人などのいずれかに該当する人<sup>20)</sup>は1855年には16人(男8, 女8), 1856年には6人(男2, 女4), 1858年には2人(男1, 女1), 1859年には8人(男2, 女6)である(表5)。このうち, 2年分の史料に記されたのは3人(男2, 女1), 3年分の史料に記されたのは2人(女2)であるため, 実際は25人(男11, 女14)であるが, 史料に記されたのは延べ32人(男13, 女19)であった。この人々は, 当時は不運もしくは不幸な状態であった可能性が高いと考えられるが, この人々の中で1848~1858(嘉永1~安政5)年間に改名したのは3人(延べ4人)のみにすぎなかった。

このように, 和人からみて不運あるいは不幸とみなされたアイヌの人々の中で, アイヌ名の改名をし

た人は非常に少なかった。つまり, 不運・不幸な境遇にあるということで改名する事例はあまりなかった。これは, 結婚という不運・不幸とは考えにくい出来事と関わって生じた改名事例が多かったという分析結果と符号する。

次に, このような多くの改名事例による新たな命名と出生後初めての命名において, 同じ名は付けないという命名規則が存在していたかどうかを確認し, その空間的適用範囲について分析と考察を行う。

#### IV 根室場所における命名規則の空間的適用範囲

##### 1. 根室場所におけるアイヌの集落間人口移動

1848~1858(嘉永1~安政5)年において, 1集落当たりの人口は, 最低で24人, 最高で131人, 平均56.4人である。いずれの集落もほぼ海岸に立地し, 集落の位置はほぼ固定していた<sup>21)</sup>。個人の家間移動では, 全期間中に631人が確認され<sup>22)</sup>, この97.9%は同一集落内の移動であり, 集落間の移動は2.1%にすぎない(遠藤1996)。このように,

表5 根室場所における窮民・病身・鰥寡孤独・老人

Table 5 Number of persons who were poverty-stricken, ill, without family support, and/or elderly in the Nemuro district

集落	窮民・病身・鰥寡孤独・老人に相当する人々				計
	安政2 (1855)	安政3 (1856)	安政5 (1858)	安政6 (1859)	
A ネモロ	男 (54)			男 (57)	2 (男2, 女0)
B ホロモシリ	男 (81)			女 (21, 56, 62)	4 (男1, 女3)
C ヘツカエ	男 (14)*				1 (男1, 女0)
D シベツ	男 (59, 61) 女 (92)	男 (67) 女 (53, 57, 95)	男 (61)	女 (98)	9 (男4, 女5)
E イチャニ	女 (17)*				1 (男0, 女1)
F チウルイ	男 (75) 女 (73)	男 (72) 女 (74)			4 (男2, 女2)
G クンネベツ	男 (58) 女 (65)		女 (68)	女 (66)	4 (男1, 女3)
H サキムイ	男 (69) 女 (47)				2 (男1, 女1)
I ウエンベツ	女 (61)				1 (男0, 女1)
K コエトエ	女 (58, 61)**				2 (男0, 女2)
L ホニオイ				男 (36) 女 (36)	2 (男1, 女1)
計	16	6	2	8	32 (男13, 女19)

\*：嘉永1～安政5 (1848～1858) 年間にアイヌ名のままで1回改名した人。

\*\*：嘉永1～安政5 (1848～1858) 年間にアイヌ名のままで2回改名した人。

( ) 内の数字は年齢を示す。

(「藤野家文書」, 「松浦武四郎文書」, 「根室場所井上元七郎様御廻浦手続書 附諸書上物 写」により作成)。

1848～1858年間は、ほとんどの人々が移動を伴いつつも同一集落内にとどまっていたことになる。それでは、同じ名を付けないという命名規則が適用される範囲は、どこまでであったのであろうか。

## 2. 同時居住者の場合における命名規則の空間的適用範囲

すべての集落の位置をほぼ海岸線に沿って模式化し、集落内および集落間で生じた同名事例を図示したものが図5である。まず、1848 (嘉永1) 年の史料を用いて11の集落別にアイヌ名を一人ひとり照合した結果、シベツ集落 (図5中のD) における1例を除き、いずれの集落においても同一集落内に同じアイヌ名を持つ人は一人もいなかった。同様に、1849 (嘉永2), 1850 (嘉永3), 1851 (嘉永4), 1852 (嘉永5), 1854 (嘉永7), 1855 (安政2), 1857 (安

政4), 1858 (安政5) 年の各年次の史料を用いて、集落別にアイヌ名を一人ひとり照合した結果、1854年のウエンベツ集落 (同I) における1例を除き、やはりどの集落においても同一集落内に同じアイヌ名を持つ人は一人もいなかった。このように、いずれの集落においても同じアイヌ名を持つ人が同一集落内に同時居住することは、1848年と1854年の2例を除き、なかったことが確認された。

次に、1848～1858年の根室場所全域を対象としてアイヌ名を一人ひとり照合した結果、同時居住者間において同じアイヌ名の事例が少数例ではあるが確認された。たとえば、ネモロ集落 (同A) とヘツカエ集落 (同C) の間で同名事例が1例、ネモロ集落 (同A) とチウルイ集落 (同F) の間で同名事例が2例などである。こうして1848年には同名事例が10例 (集落内1例, 集落間9例) であった。

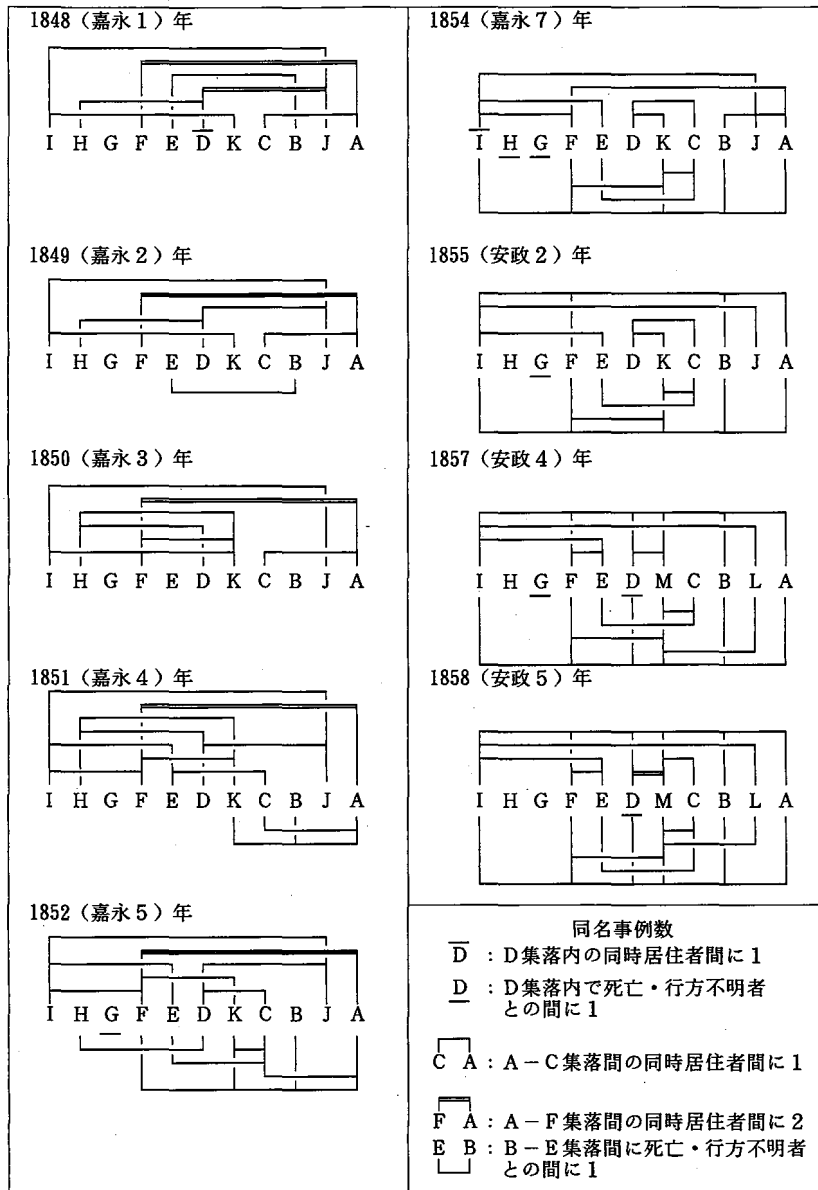


図5 根室場所における集落別にみた命名規則の不適用事例数

生存中に改名した死亡・行方不明者については、  
死亡・行方不明となる直前の名のみを対象とした。  
アルファベットは集落を示し図3、表5と一致する。  
(表2と同じ史料により作成)。

Fig. 5 Number of cases in which individuals contravened the name-giving prohibition by settlement in the Nemuro district

表6 根室場所における同名事例数と規則不適用者数

Table 6 Number of cases in which at least two persons had the same names, and number of persons who contravened the name-giving prohibition

年	同時居住者との同名		死亡者・行方不明者との同名		人口 p
	同名事例数 a (a/p %)	規則不適用者数 b (b/p %)	同名事例数 a (a/p %)	規則不適用者数 b (b/p %)	
嘉永1 (1848)	10 (1.5)	11 (1.6)	0 (0)	0 (0)	669
嘉永2 (1849)	7 (1.0)	8 (1.2)	1 (0.1)	1 (0.1)	673
嘉永3 (1850)	8 (1.2)	9 (1.4)	0 (0)	0 (0)	666
嘉永4 (1851)	10 (1.6)	10 (1.6)	2 (0.3)	3 (0.5)	611
嘉永5 (1852)	8 (1.5)	8 (1.5)	6 (1.1)	8 (1.5)	549
嘉永7 (1854)	8 (1.4)	8 (1.4)	6 (1.0)	9 (1.5)	586
安政2 (1855)	5 (0.9)	7 (1.2)	5 (0.9)	8 (1.4)	581
安政4 (1857)	5 (0.8)	9 (1.5)	7 (1.1)	11 (1.8)	619
安政5 (1858)	7 (1.1)	11 (1.8)	6 (1.0)	10 (1.6)	627
平均	7.6 (1.2)	9 (1.5)	4.1 (0.7)*	6.3 (1.0)*	620.1 614*

\*：それ以前の死亡者・行方不明者数が0である嘉永1年を対象外としたときの値。  
生存中に改名した死亡・行方不明者については、死亡・行方不明となる直前の名のみを対象とした。

(表2と同じ史料により作成)。

そのうち9例ではそれぞれ2名ずつが同名なので規則不適用者は9名であり、1例では3名の人が同じアイヌ名であったので、規則不適用者は2名となる。つまり、命名規則の不適用者は合計11名となる。同様に、1849年と1850年にも3名が同じアイヌ名であった事例が1例ずつある(いずれも集落間)。1855年には4名、1857年には5名、1858年には6名の人が同じアイヌ名であった事例がそれぞれ1例ある。

しかし、1848年と1854年に生じた同一集落内の同名事例2例のほかは、すべての同名事例がそれぞれ異なる集落に居住する人々の間で生じたものであった。特に、集落間の同名事例は、海岸線に沿って隣接する集落間よりも、より離れた集落間において、より多く生じていた。各年次の人口に占める同名事例数の割合は最低0.8%、最高1.6%、平均1.2%であり、各年次の人口に占める規則不適用者数の割合は、最低1.2%、最高1.8%、平均1.5%と非常に少数である(表6)。このように、根室場所を構

成する各集落内においてのみならず、根室場所全域においても同じアイヌ名を持つ人が同時居住することは、ほとんどなかったことが確認された。

次に、命名規則の適用範囲が根室場所を越えていたのかどうかを検討する。史料の制約上、必ずしも同年次ではないが、1855年と1857年の根室場所と、1856年の紋別場所、樺太南西部<sup>23)</sup>、鶴城<sup>24)</sup>、厚岸場所<sup>25)</sup>、1858年の静内場所、三石場所、1855年と1857年の高島場所を対象とした。アイヌ名を一人ひとり照合した結果、1855年と1857年の根室場所の人口に占める同名事例数および規則不適用者数の割合は、最低0%、最高1.9%、平均0.7%と非常に少数であった。特に根室場所からは遠く離れた樺太南西部や鶴城、高島場所においても同名事例はほとんどなく、命名規則は根室場所を越えてかなり広い地域にまで及んでいた可能性がある。蝦夷地における場所という地域単位は、もともとまとまりのあるおのおのアイヌの地域社会に基づくものと理解されている(新北海道史編纂委員会1981;角川日

本地名大辞典編纂委員会 1987)が、命名規則は場所を越えた空間的範囲に適用されていた可能性がある。

### 3. 死亡者における命名規則の空間的適用範囲

それでは、単一の年次に着目した同時居住者のみではなく、死亡者をも対象に加えた場合にはどうであろうか。すでに死んだ人と同じ名は付けられないという命名規則は、どの程度の空間的範囲に生活する人々に適用されたのであろうか。1848～1858年の根室場所においては、死亡者242人(男131,女111)、行方不明者79人(男41,女38)が史料の記述および史料の分析によって確認される<sup>26)</sup>。このうち、まだ名を持たないままで死亡した3人(男1,女2)および名を持たないままで行方不明となった9人(男5,女4)を除く309人(男166,女143)を対象とする。

この人々が死亡あるいは行方不明となった後に、死亡者・行方不明者と同じ名を持つ人の事例がどれだけ生じていたかを整理すると、11集落のうちすべての集落において11例の同名事例がみられた(図5)。11例の同名事例のうち1例では5名の人が、すでに死亡した人と同じアイヌ名であったので、規則不適用者は5名となり、根室場所全体での規則不適用者は15名であった。同名事例を集落内外別にみると、同一集落内の同名事例は3例(規則不適用者3名)であり、1857・1858年のシベツ集落(図5中のD)、1852・1854・1855・1857年のクネベツ集落(同G)、1854年のサキムイ集落(同H)の3集落で生じたものであった。残る8例の同名事例(規則不適用者12名)は、それぞれ異なる集落に居住する人々の間で生じたものであった。集落間の同名事例は、同時居住者の場合と同様に、海岸線に沿って隣接する集落間よりも、より離れた集落間において、より多く生じていた。史料の制約上、1848年以前の死亡者は不明であり、1854年以後に規則

不適用の事例が多くなる。

309人の死亡者・行方不明者のうち、死亡あるいは行方不明となった年次以前にアイヌ名の改名をした者は39人である。改名前の名と死亡・行方不明以後の同名事例は3例であり、規則不適用者は3名であった。このうち同一集落内の同名事例は2例(規則不適用者2名)であり、クネベツ集落<sup>27)</sup>、ウエンベツ集落で生じたものである。残る1例の同名事例(規則不適用者2名)は、異なる集落(ヘツカエ集落とチウルイ集落)に居住する人々の間で生じたものであった。対象年次以前の死亡・行方不明者数が不明である1848年を除くと、各年次の人口に占める同名事例数の割合は最低0%、最高1.1%、平均0.7%であり、各年次の人口に占める規則不適用者の割合は最低0%、最高1.8%、平均1.0%と非常に少数である(表6)。

このように、すでに死亡した人と同じ名を付けられないという命名規則は、1848～1858年の11年間にわたって根室場所全域においてほぼ遵守されていたことが判明した。

### 4. 同名事例が生じる背景

同名事例が生じる背景には、同時居住者との同名であれ、死亡・行方不明者との同名であれ、出生後初めて命名された名が他人と同名である場合と、改名により新たに命名された名が他人と同名となる場合がある。いずれの場合も、命名規則が適用されない事例である。同一の同名事例が2カ年次以上にわたって継続するものを、各年次数の累積とせず1事例とみなすことにする。このとき、同名事例が生じる背景の分析が可能となるのは、同時居住者との同名事例26例中11例、死亡・行方不明者との同名事例11例中8例である。同時居住者との同名事例が生じた背景を分類すると、すでにある名を改名したために他人と同名になったのは10例(アイヌ名改名8例<sup>28)</sup>、和名への改名2例)、出生後初めて命名

された名が他人と同名になったのは1例である。同様に、死亡・行方不明者との同名事例においては、分析可能な8例のうち1例のみは5人が同名であるので12例(7例7人と1例5人)を対象とする。このとき、すでにある名を改名したために同名になったのは4例、はじめて命名された名が同名になったのは2例、その他1例である。残りの5例では以前からの同名相手の死亡・行方不明によって同名となったが、このうち1例のみ分析可能であり、すでにある名を改名したためであった。

このように、同名事例が生じる背景として、必ずしも出生後初めて命名された名ではなく、むしろ改名により新たに命名された名が同名となる事例が注目される。そこで、1848～1858年間に生じた集落別の同名事例の累積数が多い順に整理した。同時居住者との同名事例が多い上位3集落は、ウエンベツ集落(図3および図5のI)、チウルイ集落(同F)、シベツ集落(同D)であり、死亡・行方不明者との同名事例が多い上位3集落は、コエトエーチャシコツ集落(同K-M)、ヘツカエ集落(同C)、チウルイ集落(同F)である。この集落は、いずれもアイヌ名の改名者数の多い集落(図3)とほぼ一致する。つまりアイヌ名の改名がより多く生じた集落では、同名事例(命名規則が適用されない事例)がより多く生じていた。

結果として、改名は、必ずしも命名規則を遵守する役割を果たしていた訳ではなく、むしろ命名規則の不適用に寄与していたことになる。

## 5. 命名規則とアイヌ文化

根室場所におけるアイヌ名の命名規則は、集落および根室場所全体においてよく遵守されていた。同様に、1856(安政3)年の紋別場所、樺太南西部、鶺鴒城、厚岸場所、1858(安政5)年の静内場所、三石場所、1855(安政2)年と1857(安政4)年の高島場所を対象としても、同一地域内における同名事

例は非常に少なかった。すなわちアイヌ名の命名規則は、近世のアイヌ社会において広く機能していた可能性が高い。

アイヌは、死後においても現世と同じような生活を送るものと信じていた(Batchelor 1892; 泉 1952; 久保寺 1956, 1962; 山田 1994)。現世で同じ家に住み同じ集落で暮らした人々は、死後の世界においても同じような家や集落で生活を続けたという(久保寺 1956, 1962)。つまり、他人と同じ名を付けないという命名規則は、ある時点での同時居住者のみでなく死亡者にも及ぶものであったが、これは死亡後に始まる死後の世界での新生活において、アイヌの人々が命名規則を適用しながら暮らしていく上で有効であったと考えられる。このように、ほぼ唯一無二の名を保持するという命名規則は、個性を備えた個としてのアイヌが集団として生活する上でも、好都合であったと考えられる。

日常の生活において、集落内外の人々がお互いにどれくらいの頻度で顔を合わせていたのかどうかは不明である。しかし、集落間で居住地を移動させた人は非常に少なかったにもかかわらず、少なくとも個人名に関する情報はお互いに入手していたと考えられる。根室場所は、1858年におけるアイヌの風俗の改変率が非常に高く、しかもアイヌ名の改名が多く生じていた地域である。それでも他の人と同じ名を付けないという命名規則は、集落単位のみならず、根室場所全域においてほぼ遵守されていた。個人名の命名規則という一つのアイヌ文化は、おそらくは当時の和人にはあまり知られることなく、アイヌの人々の間で脈々と受け継がれてきたものと考えられる<sup>29)</sup>。これには、和人の進出に対するアイヌの伝統文化の固持やアイデンティティの主張という側面もあった可能性がある。

アイヌ女性の口辺や手の甲など目立つところにみられる文身(入れ墨)が、2度の幕府の同化政策および明治政府(開拓使)の政策によって禁じられた

にもかかわらず、1897（明治30）年頃まではかなり続いており（兒玉・伊藤 1939；アイヌ文化保存対策協議会 1969）、1902（明治35）年頃になってほとんど行われなくなった（吉岡 1996）。1926（大正15）年頃の十勝地方では、30歳以上の女性には文身がまだ残っていた（吉田 1926, 1935）。このような文身、あるいは死者が出たときに家を焼くことなどと同様に、個人名の命名規則も継続性が強いアイヌ文化の一例と考えられる。

## V 結 論

これまで、アイヌの改名に関する研究は、アイヌが自らのアイヌ名を和名に改めるという和名化の研究が中心であり、アイヌ文化の変容過程に焦点が置かれてきた。本研究の目的は、アイヌ名のままで名前を改めるというアイヌ文化としての改名の実態を明らかにし、ほかの人と同じ名を付けないという命名規則が適用され、遵守されてきた空間的範囲を明らかにすることであった。分析の結果、次のことが明らかになった。

(1) 対象とした7地域（根室場所、紋別場所、静内場所、三石場所、高島場所、樺太南西部、鶴城）すべてにおいて、アイヌ名の改名事例が確認された。根室場所はアイヌの風俗の改変率が非常に高かった地域であるが、アイヌ名の改名についても最も多く生じていた。

(2) 1848～1858（嘉永1～安政5）年間の根室場所において、戸主の改名は非役職者の家で多く、役職者の家で少なかった。戸主の息子と娘の改名者は、役職者の家で多かった。

(3) 根室場所におけるアイヌ名の改名の多くは、結婚、死、離婚、同居という出来事と関わって生じており、特に結婚と死の複合形態と関わる改名事例が多かった。結婚は不運とは考えにくい出来事であり、これまで知られなかった改名理由と考えられる。

(4) 同じ名を付けないという命名規則は、根室場

所においては集落単位のみならず根室場所全域においてほぼ遵守されていた。同様に、すでに死亡した人と同じ名を付けないという命名規則についても、集落単位のみならず根室場所全域においてほぼ遵守されていた。個人名の命名規則に関する限り、1848～1858（嘉永1～安政5）年の根室場所においてはアイヌ文化が受け継がれていたと考えられる。

このような根室場所で見られた命名規則は、近世のアイヌ社会において広く機能していた可能性がある。同時居住者の場合の命名規則は、集落や場所のみならず、北海道、樺太、千島というアイヌの居住地域全体において遵守されていた可能性がある。和人の政治的・経済的支配などによって、アイヌの活動範囲が限られた地域内に制限されるようになると、情報交換が滞り遠隔地間では規則不適用事例が多くなると考えられる。アイヌは文字を持たなかったために、死亡者名は時間の経過とともに次第に記憶から薄れるので、死亡者の場合の命名規則は、同時居住者の場合に比べてより不適用事例が多くなると考えられる。

本稿は、1997年7～12月に文部省内地研究員として北海道大学文学部地域システム科学講座で行った研究の成果である。いろいろと研究上の便宜を計らっていただき、また研究発表内容について有益な意見・質問などをいただいた羽田野正隆先生、橋本雄一先生、堤 純先生（現、愛媛大学法文学部）ならびに地域システム科学講座の諸先生・学生、岩手大学大学院教育学研究科の院生にお礼申し上げます。なお本稿の骨子は、1999年11月人文地理学会大会において発表しました。

（投稿 2000年9月6日）

（受理 2001年2月3日）

## 注

- 1) 金田一(1940)によれば、アイヌの名は、*-uk*、*-ash*、*-no*などで終わり、男性は*-ainu*、女性は*-mat*となることがあった。そして実名を直接に呼ぶことを避け、詞曲（ユカラ）でも固有名が伝承されていないという（金田一 1940）。また年齢層による一般的な呼び名が明らかにされている（早川 1970；河野 1984；北海道教育庁生涯学習部文化課 1992；中川 1995）。

- 2) 幕府は蝦夷地で生活していたアイヌの風俗・習慣を和人風に変えるべく、アイヌに対して同化政策を継続して行った。1856～1857(安政3～4)年にはアイヌを意味する文字が蝦夷、蝦夷人、夷人から土人へと変わり、アイヌの風俗、言語、名前、衣服などを和人化する政策がかなり進められた(海保 1974; 菊池 1982, 1994; 榎森 1987; 海保 1992)。この同化政策に従ったアイヌは、より優遇された(村尾 1892, 海保 1974)。
- 3) 1875(明治8)年に樺太アイヌが樺太から宗谷へ移住したときも、多くの人々はアイヌ名のみであり、翌年の対雁(ついしかり)での人別帳でも同様である(樺太アイヌ史研究会 1992)。
- 4) 無人のはずの海岸でほぼ同じような体験をしながら Ikotunus という年配の女性は改名しなかったが、数年後に突然死亡したという(知里 1954)。
- 5) 昭和期には、「hampe」ではなく「カーション」と呼び「ホイ」と答えたという報告もある(早川 1970)。
- 6) Batchelor, John 1901. *The Ainu and their folk-lore*. London: The religious tract society. の日本語版の一部がバチエラ、ジェー 1901.『アイヌ人及其説話 中編』教文館であり、改訂日本語版がバチエラー、ジョン 1925.『アイヌ人とその説話』富貴堂である。しかし、5回目の改名をする予定の人物を、Batchelor(1901)には「her」のように女性として記されているが、バチエラ(1901)には「彼」のように男性として記され、バチエラー(1925)には「子供」、「人」と中性・無性で記されている。ここでは、Batchelor(1901)に従い女性とした。Batchelor とバチエラ、バチエラーは同一人物である。
- 7) 近年の史学では、アイヌ自らの意志に基づく主体的な行為に着目する研究が進みつつあるという(小林 1987a, b, 1993, 1996; 北海道・東北史研究会 1988, 1990; 榎森 1992; 浪川 1992; 岩崎 1993, 1994, 1995; 田島 1995; 佐々木 1995)。和名化の多くは幕府が実施した対アイヌ政策に起因するものであるのに対して、アイヌ名の命名および改名はアイヌの主体的行為であったと考えられる。
- 8) 根室場所以外の地域の分析で用いた史料は次の通りである。紋別場所では、1856(安政3)年の「人別帳」(北海道立文書館蔵)、1862(文久2)年の「文久二年紋別郡人別帖」(北海道大学北方資料室蔵)、1868(明治1)年の「紋部地御場所土人家数人別書上」(北海道大学北方資料室蔵)、1876(明治9)年の「北見国第二十七大区小区紋別郡古民戸籍并人員帳」(北海道大学北方資料室蔵)と「北見国紋別郡古民姓名改正調」(北海道立文書館蔵)、1877(明治10)年の「北見国第二十七大区小四区紋別郡人員帳」(北海道大学北方資料室蔵)である。静内場所では、1858(安政5)年の「松浦武四郎文書」、1864(元治1)年の「シツナイ御場所土人別家数名前書上」(北海道立図書館蔵マイクロフィルム)、

1865(慶応1)年の「シツナイ御場所土人別家数名前書上」(静内町郷土館蔵)、1866(慶応2)年の「覚(シツナイ場所土人別帳)」(北海道立図書館蔵マイクロフィルム)、1871(明治4)年の「稲田家静内郡支配中取調書」(北海道立文書館蔵)を用いた。

三石場所では、1858(安政5)年の「松浦武四郎文書」、1864(元治1)年と1865(慶応1)年の「町史編纂資料」(三石町郷土館蔵)、1868(慶応4)年の「町史編纂資料」、「ミツイシ御場所土人別名前家数書上」(静内町郷土館蔵)、1869(明治2)年の「三石・浦川両郡諸調」(北海道立文書館蔵)を用いた。

高島場所では、1834～1871(天保5～明治4)年の38カ年分の人別帳を含む「西川家文書」(小樽市博物館蔵)を用いた。樺太南西部では、1868～1874(明治1～7)年の7カ年分の人別帳を含む「土人別調帳」(北海道立図書館蔵)を用い、鶴城では、1856(安政3)年の「松浦武四郎文書」、1863(文久3)年の「北蝦夷地用(覚書)」(北海道大学北方資料室蔵)、1873(明治6)年の「戸籍調」(北海道立文書館蔵)を用いた。

- 9) アイヌ社会におけるいわゆる村方三役に相当するのが乙名、小使、土産取である。乙名を勤めるこの男性の名前を史料(「藤野家文書」、「加賀家文書」)によって追跡すると、さかのぼって1848(嘉永1)年までは1858(安政5)年当時のものと同じアイヌ名であるので、松浦武四郎が聞き取りで確認したアイヌ名の改名は1848(嘉永1)年以前に生じたものと考えられる。
- 10) 改俗奨励に従い風俗を改め和名化した場合には、乙名を名主、小使を年寄、土産取を百姓代などと役職の名称を改めさせられた(高倉 1942)。
- 11) 役職者が所属する家を役職者の家とし、それ以外の家を非役職者の家とする。
- 12) このようなアイヌ名の改名とは対照的に、1857(安政4)年の和名化率は、役職者の家でより高く、特に戸主およびその息子で非常に多かった。和名化率(%) =  $100 \times (\text{和名を持つアイヌの人口}) / (\text{アイヌ人口})$ 。
- 13) 季節的・出稼的移动について、松浦武四郎は勇払、沙流、新冠、静内、三石、浦河、十勝場所では、アイヌの人々の一人ひとりについて詳細に記している(遠藤 1985)が、根室場所については記述の精度が粗いので概数として約80%とした。
- 14) 人口当たりの離婚件数、夫婦数当たりの離婚件数という二つの指標を用いて離婚率を地域間で比較すると、根室場所における離婚率は圧倒的に高かった(遠藤 1996)。
- 15) 名前を経年的に追跡するという居住者名照合法の結果、死亡者と判断される人のほとんどは、ほかの史料に死亡した旨が記されている人と一致する。居住者名照合法によっては死亡したことが特定できない行方不明者もあるが、そのほとんどは「人別帳」および「死亡蝦夷人名前



調書上」が欠損している1853(嘉永6)年と1856(安政3)年のものである。したがって、ここでいう行方不明者のほとんどは、ほぼ死亡者と考えられる。

16) 人が死んだときは、身近な者は着物や家財を反対にしたり焼いたりし、何年かは常人とは異なる生活をしたという(新北海道史編纂委員会1970)。

17) 年齢が判明するのは171人であり、改名者総数205人の83.4%に相当する。この171人のみに着目しても、結婚に関わる人は124人(男61,女63)、死に関わる人は106人(男52,女54)、離婚に関わる人は72人(男34,女38)、同居に関わる人は49人(男25,女24)であり、改名者全体を対象とした場合の改名理由の傾向と非常に類似している。

18) 悪名としては糞、垢、性器などを意味するものが知られている(知里1954;久保寺1969;藤村1985)。Batchelorはこのような悪名を命名することを批判的にみていた(バチエラ1901;Batchelor1901,1927;バチエラ1925)。

19) 鰥寡孤独(かんかこどく)とは、妻のない男、夫のない女、みなしご、子のない独り者、身寄りのない人々のことである。

20) 1859(安政6)年のものと判断される「老人窮民獨身病身土人名前書上」の記載内容は、窮民1人、病身4人、獨身2人、老人1人というように一人ひとりの内訳が明確であるが、老人と記されたのは90歳を超える1人の女性のみである。したがって、表5では1855~1859(安政2~6)年間に80歳を超える年齢の人は2人(延べ4人)のみ、そのうち90歳を超える年齢の人は1人(延べ3人)のみであり、老人に該当する事例は非常に少ないと考えられる。

21) 例外的に、1855~1857(安政2~4)年間にハナサキ集落とコエトエ集落が消滅し、新たにホニオイ集落とチャシコツ集落が形成された。家の集落間移動では、1855~1857年間にハナサキ集落からホニオイ集落へ8戸が移動し、コエトエ集落からチャシコツ集落へ10戸が移動しただけで、ほとんどの家は本拠地を同一集落内に固定させていた(遠藤1996)。

22) 根室場所においては、アイヌ名の改名事例がかなりみられた(遠藤1993)ために、個人名を年次を追って追跡できない事例があると考えられる。そのため、実際の家間移動者数はこれよりも多かったと考えられる(遠藤1997)。

23) 樺太南西部は、居住者全員の名が記された「野帳」(1856(安政3)年、「松浦武四郎文書」所収)の中の5集落とした。

24) 鶴城は、居住者全員の名が記された「野帳」(1856(安政3)年、「松浦武四郎文書」所収)の中の3集落とした。

25) 厚岸場所は根室場所の南側に隣接する地域であり、史料は「松浦武四郎文書」を用いた。

26) 行方不明者のほとんどは「人別帳」および「死亡蝦夷人名前調書上」が欠損している1853(嘉永6)年と1856(安政3)年のものである。したがって、ここでいう行方不明者のほとんどは、ほぼ死亡者と考えられる。前掲注15)参照。

27) クンネベツ集落内で生じた1例の規則不適用事例では、同一人物が改名しなかった可能性があり、205人の改名者(表1)には入れていない。

28) アイヌ名改名8例のうち1例では、1857(安政4)年に1人がアイヌ名の改名をし、同年に史料に出現(以前の居住地不明)した同名者1人のために6名(すべて異なる集落に居住)が同名となった。

29) 1917(大正6)年頃に「和語を解せざるもの」とされたアイヌの支庁別人口比は、多い順に浦河支庁(3.47%)、渡島支庁(2.8%)、胆振支庁(2.72%)であった(切替1994)。1926(大正15)年頃の帯広町では、193人(男91,女102)のうち10人(男1,女9)はアイヌ語を専用し日本語をほとんど用いなかった。アイヌの人々の多くは日本語を用いるようになったが、家庭での会話は日本語7~8割、アイヌ語2~3割であったという(吉田1926)。

## 文献

- アイヌ文化保存対策協議会1969. アイヌの文身. アイヌ文化保存対策協議会編『アイヌ民族誌』131-135. 第一法規.
- 泉 靖一1952. 沙流アイヌの地縁集団におけるIWOR. 民族学研究16: 213-229.
- 岩崎奈緒子1993. 近世蝦夷地研究の現状と課題. 新しい歴史学のために(京都民科歴史部会)211: 10-15.
- 岩崎奈緒子1994. 前近代アイヌ社会の構造——19世紀初頭のアクセシ、エトロフ地域を中心に. 日本史研究383: 1-29.
- 岩崎奈緒子1995. アイヌ「乙名」考. 朝尾直弘教授退官記念会編『日本社会の史的構造』251-274. 思文閣.
- 榎森 進1987. 『アイヌの歴史——北海道の人びと(2)』三省堂.
- 榎森 進1992. 蝦夷地をめぐる北方の交流. 丸山雍成編『日本の近世6 情報と交通』371-412. 中央公論社.
- 遠藤匡俊1985. アイヌの移動と居住集団——江戸末期の東蝦夷地を例に. 地理学評論58A: 771-788.
- 遠藤匡俊1993. 江戸時代の根室アイヌにおける本拠地の固定性の検討. 地学雑誌102(5): 608-610.
- 遠藤匡俊1996. 根室アイヌにおける家構成員の流動性のメカニズム——対処流動と予備流動. 地学雑誌105(5): 590-612.

- 遠藤匡俊 1997. 『アイヌと狩猟採集社会——集団の流動性に関する地理学的研究』大明堂。
- 海保嶺夫 1974. 『日本北方史の論理』雄山閣。
- 海保洋子 1992. 『近代北方史——アイヌ民族と女性と』三一書房。
- 片上広子 1992. 松浦武四郎の調査記録による蝦夷地の地域構造の分析. 歴史地理学 158: 22-36.
- 角川日本地名大辞典編纂委員会編 1987. 『角川日本地名大辞典 1 北海道 上巻』角川書店。
- 樺太アイヌ史研究会編 1992. 『対雁の碑——樺太アイヌ強制移住の歴史』北海道出版企画センター。
- 川上 淳 1986. 中・近世アイヌ社会の首長について——乙名を中心として. 根室市博物館開設準備室紀要 1: 53-73.
- 菊池勇夫 1982. 外庄と同化主義——幕領期アイヌ支配の位置. 高倉新一郎監修・海保嶺夫編『北海道の研究 第4巻』1-30. 清文堂。
- 菊池勇夫 1984. 『幕藩体制と蝦夷地』雄山閣。
- 菊池勇夫 1994. 『アイヌ民族と日本人』朝日新聞社。
- 切替英雄 1994. アイヌの人口統計が意味するもの——言語学的観点から. 北方言語研究者協議会編『アイヌ語の集い——知里真志保を継ぐ』201-213. 北海道出版企画センター。
- 金田一京助 1940. 『アイヌの研究』八洲書房。
- 久保寺逸彦 1956. 北海道アイヌの葬制——沙流アイヌを中心として. 民族学研究 20: 1-35, 156-203.
- 久保寺逸彦 1962. アイヌの葬制に現れたる死及び穢・祓の観念. 國学院大学日本文化研究所紀要 11: 23-74.
- 久保寺逸彦 1966. アイヌの宗教と文学. 東洋学術研究所(東洋学術研究所) 4(11): 73-86.
- 久保寺逸彦 1969. 命名. アイヌ文化保存対策協議会編『アイヌ民族誌』472-473. 第一法規。
- 河野本道選 1984. 『アイヌ史資料集』(第二期) 第7巻 河野常吉資料編 (1)-1. 北海道出版企画センター。
- 兒玉作左衛門・伊藤昌一 1939. アイヌの文身の研究. 北方文化研究報告 2: 1-112.
- 小林真人 1987a. 石狩場所について——阿部屋村山家資料を整理して. 札幌の歴史 12: 37-44.
- 小林真人 1987b. 余市場所の生産・漁業構造について——後松前藩政期を中心にして. 北海道開拓記念館調査報告 26: 13-18.
- 小林真人 1993. 場所請負制下の余市アイヌの生活と社会——文政から幕末期を中心にして. 北海道開拓記念館研究報告 13: 17-30.
- 小林真人 1996. 余市アイヌのイケシュイ. 北の青嵐(北海道史研究協議会支部交流会報) 39: 4.
- 佐々木利和 1995. アイヌ [人]. 梅村忠夫監修, 松原正毅・NIRA 編『世界民族問題事典』12-15. 平凡社。
- 新北海道史編纂委員会編 1970. 『新北海道史 第2巻』北海道。
- 新北海道史編纂委員会編 1981. 『新北海道史 第1巻』北海道。
- 高倉新一郎 1942. 『アイヌ政策史』日本評論社。
- 高倉新一郎 1972. 『新版 アイヌ政策史』三一書房。
- 田島佳也 1995. 場所請負制後期のアイヌの漁業とその特質——西蝦夷地余市場所の場合. 田中健夫編『前近代の日本と東アジア』271-295. 吉川弘文館。
- 知里真志保 1954. 『分類アイヌ語辞典 第3巻 人間篇』日本常民文化研究所。
- 知里真志保 1956. 『アイヌ語入門——とくに地名研究者のために』楡書房。
- 中川 裕 1995. 『アイヌ語 千歳方言辞典』草風館。
- 浪川健治 1992. 『近世日本と北方社会』三省堂。
- バチエラ, ジェー 1901. 『アイヌ人及其説話 中編』教文館。
- バチエラ, ジョン 1925. 『アイヌ人とその説話』富貴堂。
- 早川 昇 1970. 『アイヌの民俗』岩崎美術社。
- 藤村久和 1985. 『アイヌ, 神々と生きる人々』福武書店。
- 北海道教育庁生涯学習部文化課編 1992. 『久保寺逸彦編 アイヌ語・日本語辞典 稿——久保寺逸彦アイヌ語収録ノート調査報告書』北海道教育委員会。
- 北海道・東北史研究会編 1988. 『北からの日本史 1 函館シンポジウム』三省堂。
- 北海道・東北史研究会編 1990. 『北からの日本史 2 弘前シンポジウム』三省堂。
- 村尾元長 1892. 『あいぬ風俗略志』北海道同盟著譯館。
- 山田孝子 1994. 『アイヌの世界観——「ことば」から読む自然と宇宙』講談社。
- 吉岡郁夫 1996. 『いれずみ(文身)の人類学』雄山閣。
- 吉田 巖 1926. 『北海道河西郡帯広町伏古旧土人調査資料』北海道庁立日新尋常小学校。
- 吉田 巖 1935. 『心の碑』北海出版社。
- Batchelor, J. 1892. *The Ainu of Japan: The religion, superstitions, and general history of the hairy aborigines of Japan*. London: The religious tract society.
- Batchelor, J. 1901. *The Ainu and their folk-lore*. London: The religious tract society. ジョン・バチエラ著, 安田一郎訳 1995. 『アイヌの伝承と民俗』青土社。
- Batchelor, J. 1927. *Ainu life and lore: Echoes of a departing race*. Tokyo: Kyobunkan (教文館). ジョン・バチエラ著, 小松哲郎訳 1999. 『アイヌの暮らしと伝承』北海道出版企画センター。
- Munro, N. G. 1962. *Ainu creed and cult*. London: Routledge & Kegan Paul. 神成利男訳 1965. アイヌの宗教と其儀式(上), (下). 原稿用紙手書き. 北海道立図書館蔵。

## **Changing Individual Names of the Ainu and Spatial Application of the Name-giving Prohibition in the Nemuro District of Hokkaido, Japan, in the Mid-19th Century**

ENDO Masatoshi (Faculty of Education, Iwate University)

Names were believed by traditional Ainu to be lucky or unlucky and could bring fortune or misfortune to an individual. For example, a sickly child was thought to be sick because his or her name was an unfortunate one. Therefore, his or her given name had to be changed. There were two types of name changing in Ainu society. One was to change their Ainu-language names to Japanese-language names, and the other was to change their Ainu-language names to different Ainu-language names. Many studies on the renaming of the Ainu have focused on the former, which reflected the acculturation process from the Ainu culture to the Wajin (traditional Japanese) culture. The renaming with Ainu names is thought to represent the Ainu culture itself. Name-giving prohibitions among the Ainu dictated that the name of a living neighbor or a dead person should not be given to another individual.

The purpose of this study is to reconstruct the actual conditions of the renaming with Ainu names as an element of Ainu culture and to investigate the spatial range of application of the name-giving prohibition. The findings of the analysis are as follows:

- (1) The study area consisted of seven districts: Nemuro (1848-1858), Monbetsu (1856-1877), Shizunai (1858-1871), Mitsuishi (1858-1869), Takashima (1834-1871), the southwestern part of Sakhalin (1868-1874), and Ushoro (1856-1873). The renaming with Ainu names as an element of Ainu culture was identified in all seven districts. The number of persons per 100 inhabitants during a 10-year period who changed their Ainu names to different Ainu names was very large, especially in the Nemuro district. Previously, the Ainu in the Nemuro district had been thought to have changed their own culture more significantly to Japanese culture, because the ratio of Japanese names (the number of persons who had Japanese names/total number of inhabitants) was higher there in 1858.
- (2) In the Nemuro district, the number of persons who had only Ainu names was over 90% of the total number of inhabitants from 1848 to 1855, but was only about 30% of the population from 1857 to 1858. The change ratio of Ainu names (the number of persons who changed their Ainu names to different Ainu names/total number of inhabitants) was large among the heads of ordinary households but was small among the heads of "special" households. In special households, one or more members played an important role both in Ainu society and in the interrelations between the Ainu and the Japanese. On the other hand, the change ratio of Ainu names was high among the sons and daughters of the heads of special households.

- (3) In the Nemuro district, four factors were recognized as influencing the changing of Ainu names to different Ainu names: 1) marriage, 2) the death of someone in the same household, 3) divorce, and 4) lodgement to other household. Of the total number of persons who changed their Ainu names to different Ainu names, 78.0% (160/205) did so due to these four factors. Other statistics revealed that 5.4% (11/205) were renamed due to marriage, and 10.2% (21/205) due to the death of someone in the same household. In the cases of renaming caused by two or more factors together, 60.5% (124/205) were renamed in relation to marriage, and 51.7% (106/205) in relation to the death of someone in the same household. Both the divorce and marriage rates were much higher in the Nemuro district than in the Takashima, Monbetsu, Shizunai, Mitsuishi, and Ushoro districts and in the southwestern part of Sakhalin.
- (4) In the Nemuro district, no one had the same name as that of a living neighbor within the same settlement, except for one case in the Shibetsu settlement in 1848 and another in the Uenbetsu settlement in 1854. When the study area is expanded from settlements to the Nemuro district, the ratio of the persons who contravened the prohibition against taking the name of a living person (the number of persons whose names were the same as those of living persons/total number of inhabitants) were in the range 1.2% to 1.8% (mean 1.5%) from 1848 to 1858.

Focusing on 309 dead persons (166 men, 143 women), excluding 12 persons who had not yet been named, 11 cases were identified in which 15 persons had contravened the prohibition against taking the names of the dead. Three cases were identified in which 3 persons had the same names as 3 dead persons who had lived within the same settlements. In 8 cases, 12 persons had the same names as the dead who had lived in different settlements. The ratio of persons who contravened the prohibition (the number of persons whose names were the same as those of the dead/total number of inhabitants) were in the range 0% to 1.8%, (mean 1.0%) from 1849 to 1858.

The name-giving prohibition was applied and well maintained, not only among individual settlement dwellers, but also among the inhabitants of the entire Nemuro district. In terms of the name-giving prohibition, the Ainu culture was sustained in the Nemuro district from 1848 to 1858.

**Key words:** Ainu, name-giving prohibition, renaming, mid-19th century, Nemuro district